

跡地利用特措法 について



「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（いわゆる「軍転法」）が改正され、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」になりました。



内閣府
Cabinet Office

防衛省
Ministry of Defense

（編集・発行） 内閣府沖縄担当部局
東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL:03-3581-9725
<http://www8.cao.go.jp/okinawa/>

防衛省
東京都新宿区市谷本村町5-1
TEL:03-3268-3111（代表）
<http://www.mod.go.jp/>

改正の概要

1. 法律の題名

- 「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」から「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に変更（跡地利用に係る部分を中心に内容を拡充）

2. 基本理念の明記

- 法律の基本理念を新たに規定
 - ①沖縄の自立的発展及び豊かな生活環境の創造のための基盤としての跡地の有効かつ適切な利用の推進
 - ②国は、国の責任を踏まえ、跡地利用を主体的に推進
 - ③跡地の返還を受けた所有者等の生活の安定へ配慮

3. 返還実施計画に基づく支障除去措置

- 国は、返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還実施計画を定め、当該計画に基づき所有者等に土地を引き渡す前に、駐留軍の行為に起因するものに限らず、土壌汚染・不発弾の除去等の支障除去措置を講ずる

4. 拠点返還地の指定

- 従来の大規模跡地及び特定跡地の区分を廃止し、「拠点返還地」に一本化
- 返還前に内閣総理大臣が拠点返還地（5ha以上）を指定
- 200ha以上の拠点返還地に、国の取組方針策定を義務付け
- 200ha未満の拠点返還地は、跡地利用推進協議会における協議により国は取組方針を策定することができることを規定

5. 駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務

- あっせんの申請を受けた場合の国によるあっせんに義務化
- 申請者の求めがあった場合にあっせんの状況を通知

6. 駐留軍用地内の土地の先行取得制度の創設

- 返還前に、内閣総理大臣が特定駐留軍用地を指定
- 地方公共団体又は土地開発公社による特定駐留軍用地内の土地の取得を円滑に進めるための措置を規定
 - ※この制度に基づき土地が買い取られる場合の譲渡所得については、5000万円の特別控除の対象となる

7. 給付金の支給

- 給付金支給の始期を、従来の「返還日の翌日から3年間」を「引渡日の翌日から3年間」に変更
- 給付金支給終了後の特定跡地給付金・大規模跡地給付金については区分を廃止し、「特定給付金」に一本化
- 特定給付金（引渡日から3年を経過した日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合に支給）の支給期間の限度は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めることを規定

8. 駐留軍用地跡地利用推進協議会

- 沖縄担当大臣、沖縄県知事、関係市町村の長等により構成される跡地利用推進協議会を設置